

審 査 メ モ

1 国民生活基礎調査の変更

国民生活基礎調査（以下「本調査」という。）について、調査計画のうち、「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）「報告を求めるために用いる方法」（以下「調査方法」という。）「集計事項」を、以下のとおり変更して実施する計画である。

(1) 調査事項の変更

ア 改元に伴う元号の表記の変更【全ての調査票】

① 「出生年月」等を把握する調査事項において、「新元号」の選択肢を追加する。【世帯票及び健康票】

変更案

【世帯票】

質問4 出生年月

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: none;">1</td> <td style="width: 10%; border: none;">明治</td> <td style="width: 10%; border: none;">4</td> <td style="width: 10%; border: none;">平成</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">大正</td> <td style="border: none;">5</td> <td style="border: none;">新元号</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3</td> <td style="border: none;">昭和</td> <td colspan="4" style="border: none;"></td> </tr> </table>	1	明治	4	平成	年	月	2	大正	5	新元号	年	月	3	昭和					<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: none;">1</td> <td style="width: 10%; border: none;">明治</td> <td style="width: 10%; border: none;">4</td> <td style="width: 10%; border: none;">平成</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">大正</td> <td style="border: none;">5</td> <td style="border: none;">新元号</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3</td> <td style="border: none;">昭和</td> <td colspan="4" style="border: none;"></td> </tr> </table>	1	明治	4	平成	年	月	2	大正	5	新元号	年	月	3	昭和					<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: none;">1</td> <td style="width: 10%; border: none;">明治</td> <td style="width: 10%; border: none;">3</td> <td style="width: 10%; border: none;">昭和</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">大正</td> <td style="border: none;">4</td> <td style="border: none;">平成</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3</td> <td style="border: none;">昭和</td> <td colspan="4" style="border: none;"></td> </tr> </table>	1	明治	3	昭和	年	月	2	大正	4	平成	年	月	3	昭和				
1	明治	4	平成	年	月																																																			
2	大正	5	新元号	年	月																																																			
3	昭和																																																							
1	明治	4	平成	年	月																																																			
2	大正	5	新元号	年	月																																																			
3	昭和																																																							
1	明治	3	昭和	年	月																																																			
2	大正	4	平成	年	月																																																			
3	昭和																																																							

【健康票】

質問1 あなたの性・出生年月を記入してください。性・元号は、あてはまる番号1つに○をつけ、出生年月には数字を右づめで記入してください。

性	出生年月				
1 男	1 明治	4 平成	□	□	□
2 女	2 大正	5 新元号	□	□	□
	3 昭和				

調査員記入欄

地区番号	単位区番号	世帯番号			
------	-------	------	--	--	--

現 行

【世帯票】

質問4 出生年月

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: none;">1</td> <td style="width: 10%; border: none;">明治</td> <td style="width: 10%; border: none;">3</td> <td style="width: 10%; border: none;">昭和</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">大正</td> <td style="border: none;">4</td> <td style="border: none;">平成</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> </table>	1	明治	3	昭和	年	月	2	大正	4	平成	年	月	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: none;">1</td> <td style="width: 10%; border: none;">明治</td> <td style="width: 10%; border: none;">3</td> <td style="width: 10%; border: none;">昭和</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">大正</td> <td style="border: none;">4</td> <td style="border: none;">平成</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> </table>	1	明治	3	昭和	年	月	2	大正	4	平成	年	月	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: none;">1</td> <td style="width: 10%; border: none;">明治</td> <td style="width: 10%; border: none;">3</td> <td style="width: 10%; border: none;">昭和</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">大正</td> <td style="border: none;">4</td> <td style="border: none;">平成</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">月</td> </tr> </table>	1	明治	3	昭和	年	月	2	大正	4	平成	年	月
1	明治	3	昭和	年	月																																	
2	大正	4	平成	年	月																																	
1	明治	3	昭和	年	月																																	
2	大正	4	平成	年	月																																	
1	明治	3	昭和	年	月																																	
2	大正	4	平成	年	月																																	

【健康票】

質問1 あなたの性・出生年月を記入してください。性・元号は、あてはまる番号1つに○をつけ、出生年月には数字を右づめで記入してください。

性	出生年月				
1 男	1 明治	3 昭和	□	□	□
2 女	2 大正	4 平成	□	□	□

調査員記入欄

地区番号	単位区番号	世帯番号			
------	-------	------	--	--	--

② 設問等における和暦（平成）による表記部分について、西暦による表記又は和暦（平成）と西暦の併記に変更する。【介護票、所得票及び貯蓄票】

変更案

【介護票】例

質問3 調査日現在の要介護度の状況と1年前の要介護度の状況をお答えください。
 あてはまる番号1つに○をつけてください。
 ※ 介護保険被保険者証等を参考に記入してください。

現在 (2019年6月)
1 要支援1 2 要支援2 3 要介護1 4 要介護2 5 要介護3 6 要介護4 7 要介護5
1年前 (2018(平成30)年6月)
01 要支援1 02 要支援2 03 要介護1 04 要介護2 05 要介護3 06 要介護4 07 要介護5 08 自立と認定された 09 認定を申請中であった 10 認定を申請していなかった

【所得票】例

質問2 あなたは昨年1年間
 (2018(平成30)年
 1月~12月)に何らかの
 所得を受け取りましたか。

受け取った所得の種類ごとに
 金額を記入してください。

【貯蓄票】例

質問1 あなたの世帯に以下に掲げる貯蓄はありますか (2019年6月末日現在)。
 「1 貯蓄あり」「2 貯蓄なし」のいずれかに○をつけ、貯蓄がある場合は合計貯蓄現在高を
 記入してください。

(1) ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫、農業協同組合などの金融機関への貯金 (預金) (通常貯金・普通預金、定額・定期貯金(預金)、積立貯金(預金)、当座預金等)	1 貯蓄あり 2 貯蓄なし
(2) 生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険のこれまでに払い込んだ 保険料(掛け捨ての保険は除きます。) 【計算例】 ・月々の払込み額×12(か月)×これまでに払込んだ年数 ・年間の払込み額×これまでに払込んだ年数	1 貯蓄あり 2 貯蓄なし
(3) 株式・株式投資信託(時価) 債券(額面)、公社債投資信託(時価) 金銭信託・貸付信託(額面)	※ 時価は 6月末日で計算 1 貯蓄あり 2 貯蓄なし

現行

【介護票】例

質問3 調査日現在の要介護度の状況と1年前の要介護度の状況をお答えください。
 あてはまる番号1つに○をつけてください。
 ※ 介護保険被保険者証等を参考に記入してください。

現在 (平成28年6月)
1 要支援1 2 要支援2 3 要介護1 4 要介護2 5 要介護3 6 要介護4 7 要介護5
1年前 (平成27年6月)
01 要支援1 02 要支援2 03 要介護1 04 要介護2 05 要介護3 06 要介護4 07 要介護5 08 自立と認定された 09 認定を申請中であった 10 認定を申請していなかった

【所得票】例

質問 2

あなたは昨年 1 年間
(平成 27 年 1 月～12 月)
に何らかの所得を受け取り
ましたか。

受け取った所得の種類ごとに
金額を記入してください。

【貯蓄票】例

質問 1 あなたの世帯に以下に掲げる貯蓄はありますか(平成 28 年 6 月末日現在)。
「1 貯蓄あり」「2 貯蓄なし」のいずれかに○をつけ、貯蓄がある場合は合計貯蓄現在高を
記入してください。

(1)	ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫、農業協同組合などの金融機関への貯金 (預金) (通常貯金・普通預金、定額・定期貯金(預金)、積立貯金 (預金)、当座預金等)	1 貯蓄あり 2 貯蓄なし
(2)	生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険のこれまでに払い込んだ 保険料(掛け捨ての保険は除きます。) 【計算例】 ・月々の払込み額×12(か月)×これまでに払込んだ年数 ・年間の払込み額×これまでに払込んだ年数	1 貯蓄あり 2 貯蓄なし
(3)	株式・株式投資信託(時価) 債券(額面)、公社債投資信託(時価) 金銭信託・貸付信託(額面)	※時価は 6月末日で計算 1 貯蓄あり 2 貯蓄なし

(審査状況)

2019年5月1日から新たな元号に改められることに伴い、①世帯票の「出生年月」、健康票の「出生年月」及び「就業開始時期」を把握する調査事項において、「新元号」の選択肢を追加するとともに、②介護票、所得票及び貯蓄票の設問等における和暦による年次表記部分について、改元年である2019年は西暦表記のみに、また、2018年以前の年次部分は和暦と西暦を併記するよう変更する計画である。

具体的には、新元号の公表時期が改元間近になると見込まれる中、本調査の調査実施時期(6月及び7月)との関係において、調査票等調査関係書類の作成などの準備作業を新元号の公表時期まで先延ばしにすることは困難なため、改元後に出生又は就業した場合の選択肢として「新元号」を追加するほか、改元年は「2019年」と西暦表記とする一方、それ以前の年は、報告者にとって分かりやすいよう、「平成」と西暦の併記とすることとしている。

これについては、改元に伴って年次表記を変更するものであり、可能な限り、報告者にとって分かりやすいよう配慮した年次表記を行うこととしていることから、適切と考える。

イ 「教育」に係る選択肢区分の削除【世帯票】

「教育」の状況を把握する調査事項において、「特別支援学校・特別支援学級」の選択肢を削除する。

変更案

15歳以上の方についてお答えください。		
質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。 「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含まれません。	1 在学中 2 卒業 3 在学したことがない	1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院

現行

15歳以上の方についてお答えください。		
質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。 「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含まれません。 【1 小学・中専】又は【2 専攻・旧制中】にのつけた方で【1 特別支援学校・特別支援学級】に在学中又は卒業した方はこちらにものつけてください。	1 在学中 2 卒業 3 在学したことがない	1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 1 特別支援学校・特別支援学級

(審査状況)

「特別支援学校・特別支援学級」の選択肢については、世帯票の「勤めか自営かの別及び「勤め先での呼称」とクロス集計を行うことにより、最終学歴が特別支援学校・特別支援学級である障害者の就業状況のみならず、障害者本人及びその家族の状況等を明らかにし、障害者自身の自立支援や障害者のいる世帯への支援方策の検討に資することを目的として、前回の大規模調査である平成28年調査から追加されたものである。

しかしながら、学校基本調査(文部科学省が所管する基幹統計調査)における特別支援学校・特別支援学級の在学者数と比べて、本調査における捕捉率が低調となっており、政策等への活用が困難となっている実態を踏まえ、「特別支援学校・特別支援学級の選択肢を削除する計画である。

これについては、本調査結果の正確性・信頼性の確保、報告者負担の軽減等の観点から削除するものであり、おおむね適当と考えるが、削除に伴う支障等が生じないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項（選択肢）は、どのようなニーズを想定して、前回追加したのか。
- 2 本調査事項（選択肢）で把握した結果については、これまでどのような集計がなされ、分析・利活用が行われてきたのか（平成28年及び29年の調査結果）。想定ニーズへの利活用状況はどのような状況だったのか。
- 3 学校基本調査における「特別支援学校・特別支援学級」の在学者数に比べ、本調査における捕捉率は、具体的にどのような状況となっているのか。また、学校基本調査結果との違いの原因は何か。
- 4 本調査においては、若年層における回答率が低いことが指摘されているが、これが本調査事項（選択肢）の捕捉率に影響を与えていることはないのか。
- 5 追加時に想定していた利活用ニーズ等からみて、削除による支障等は生じないか。

ウ 健康食品の摂取状況を把握する調査事項の追加【健康票】

健康食品（健康の維持・増進に役立つといわれる成分を含む、錠剤、カプセル、粉末状、液状などに加工された食品）の利用状況を把握する調査事項を追加する。

変更案

質問8 あなたは現在、サプリメントのような健康食品（健康の維持・増進に役立つといわれる成分を含む、錠剤、カプセル、粉末状、液状などに加工された食品）を食べたり、飲んだりしていますか。

1 はい 2 いいえ

※「サプリメントのような健康食品」に含まれるもの、含まれないものの例については、「記入のしかた」の35～36ページをご参照ください。

現 行

〔 新 設 〕

（審査状況）

厚生労働省において、平成29年度から食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正に向けた検討を行っており、食品衛生法改正懇談会（座長：川西徹 国立医薬品食品衛生研究所長）が平成29年11月に取りまとめた報告書を踏まえ、健康食品による健康被害を未然に防止するため、法的措置による規制の強化も含めた実効性のある対策について検討することとしている。

このことを踏まえ、今後の規制の見直しに当たっての基礎情報として、サプリメントなど健康食品の摂取の有無を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適切と考えるが、利活用等の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

（論点）

- 1 「健康食品」の摂取を調査事項とする統計調査等は、これまで実施されていないのか。
- 2 「健康食品」の範囲については、「記入のしかた」において示すこととしているが、具体的にどのようなものが含まれるのか（「記入のしかた」のイメージ案）。また、その内容は、食品衛生法等とも整合性を図ったものとなっているか。
- 3 本調査事項は、「健康食品の摂取の有無」のみを把握するものとなっているが、具体的にどのような集計・分析を行なう計画か。また、その結果は、行政施策において、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。
- 4 利活用等の観点からみて、本調査事項の改善を図る余地はないか。また、本調査事項以外に追加を求められている調査事項はないのか。

エ がん検診の受診状況等を把握する調査事項の変更【健康票】

① 過去1年間におけるがん検診の種類別の受診状況等を把握する調査事項のうち、「子宮がん（子宮頸がん）検診」、「乳がん検診」の項目を削除する。

変更案

質問17 あなたは過去1年間に、下記の3つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他
肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かくたん)検査など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他

現行

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かくたん)検査など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
子宮がん(子宮頸がん)検診(子宮の細胞診検査など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
乳がん検診(マンモグラフィ撮影や乳房超音波(超音波)検査など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他

② 過去2年間における「胃がん検診」の受診状況を把握する調査事項を追加する。

変更案

質問18 あなたは過去2年間に、胃がん検診を受けましたか。
また、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(胃カメラによる内視鏡撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった 2 受けた	1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他

現行

[新設]

(審査状況)

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添。以下「指針」という。)において、子宮がん(子宮頸がん)検診及び乳がん検診については、2年に1回実施することとされており、必ずしも毎年受診するとは限らないこと、及びこれまでの調査結果から過去1年間におけるがん検診の受診状況等の傾向は把握できたことから、過去1年間におけるがん検診の受診状況等の子宮がん(子宮頸がん)検診及び乳がん検診に係る項目を削除する計画である。

また、平成28年2月に改正された指針において、胃がん検診については、原則、50歳以上の者を対象に2年に1回実施(ただし、胃エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象に毎年実施しても差し支えない。)とされたことを踏まえ、過去2年間における胃がん検診の受診状況等を把握する調査事項を新たに追加する計画である。

これらについては、指針におけるがん検診の実施に係る規定を踏まえて変更することであることから、おおむね適当と考えるが、削除に伴う支障等が生じないか、また、利活用等の観点からみて必要かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 指針において、今回の変更の対象となっている「子宮がん(子宮頸がん)検診」、「乳がん検診」及び「胃がん検診」の実施については、具体的にどのように規定されているのか。また、それ以外に本調査の把握対象としている検診内容の規定状況はどのようにになっているか。
- 2 過去1年間における子宮がん(子宮頸がん)検診及び乳がん検診の受診状況等に係る調査結果については、これまでどのような集計・分析が行われて、その結果はどのように推移しているのか(過去3回分)。
- 3 本調査結果については、行政施策において具体的にどのように利活用されているのか。利活用の観点からみて、削除による支障等は生じないか。
- 4 胃がん検診については、従前から把握している過去1年間における受診状況等の傾向

は把握できていると考えられるが、さらに過去2年間における受診状況等と平行して把握することで、どのような集計・分析を行う計画か。指針の変更に合わせ過去2年間の状況等のみを把握することで足りないのか。行政施策等において、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。

- 5 過去1年間に胃がん検診を受診している場合、過去2年間における受診状況等も同様の回答となるため、報告者負担の軽減等の観点から、過去1年間に胃がん検診を受診していない場合にのみ過去2年間における受診状況等について回答を求めるなど、見直しを行う必要はないか。
- 6 過去1年間の胃がん検診の受診状況について、今後、どのような方針をもっていつまで把握していくのか。
- 7 本調査事項について、その他利活用等の観点からみて、改善の余地はないか。

オ 5月中に利用した介護サービスの種類を把握する調査事項の変更【介護票】

調査実施年の5月中に利用した介護サービス（全額自己負担したものを含む。）を把握する調査事項において、利用したサービスの種類に係る選択肢のうち、「訪問系サービス」「通所系サービス」「小規模多機能型サービス等」それぞれに該当する具体的なサービス内容を変更する。

変更案

質問8 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類 (1~5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業における通所系サービス、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護〕
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護〕
4	居住系サービス（グループホーム） 〔認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護〕
5	小規模多機能型サービス等 〔小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）〕
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

現 行

質問8 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 <u>介護予防訪問介護（※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービスを含む）</u> 、 <u>介護予防訪問入浴介護</u> 、 <u>介護予防訪問看護</u> 、 <u>介護予防訪問リハビリテーション</u> 、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> 〕
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、 <u>介護予防通所介護（※介護予防・日常生活支援総合事業における通所系サービスを含む）</u> 、 <u>介護予防通所リハビリテーション</u> 、 <u>認知症対応型通所介護</u> 、 <u>介護予防認知症対応型通所介護</u> 〕
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、 <u>介護予防短期入所生活介護</u> 、 <u>介護予防短期入所療養介護</u> 〕
4	居住系サービス（グループホーム） 〔 <u>認知症対応型共同生活介護</u> 、 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 〕
5	小規模多機能型サービス等 〔 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）</u> 〕
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

(審査状況)

介護保険制度に基づく介護サービスのうち、訪問系サービスの「介護予防訪問介護」及び通所系サービスの「介護予防通所介護」については、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年度から平成29年度末までの間に、介護予防・日常生活支援総合事業^(注)に移行したことを踏まえ、本調査事項の選択肢のうち、「訪問系サービス」の「介護予防訪問介護（※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービスを含む）」及び「通所系サービス」の「介護予防通所介護（※介護予防・日常生活支援総合事業における通所系サービスを含む）」を、それぞれ「介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービス」「介護予防・日常生活支援総合事業における通所系サービス」に変更する計画である。

また、本調査事項の選択肢のうち、「小規模多機能型サービス等」の「複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）」については、平成24年4月に「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせ提供するサービスとして創設されたが、提供するサービス内容がイメージしにくいとの指摘も踏まえ、平成27年度介護報酬改定において、「看護小規模多機能型居宅介護」と名称変更されたことを踏まえ、「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」に変更する計画である。

これらについては、法令や制度の改正に伴って変更するものであることから、適切と考える。

(注) 介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする事業。

カ 介護保険料所得段階を把握する調査事項の選択肢の変更【介護票】

介護が必要な者が65歳以上の場合の介護保険料所得段階を把握する調査事項において、選択肢のうち、「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」に変更する。

変更案

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分が第1段階の方は、1に○をつけてください。
なお、第1段階以外の方については、2～4のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 第1段階（①介護が必要な者が生活保護受給者、②介護が必要な者が老齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税又は③介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1以外）
- 3 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 4 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

現行

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。
※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

（審査状況）

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、平成30年4月から、介護保険料所得段階の見直しが行われ、従来の「第1段階」と「第2段階」の該当要件を統合する形で「第1段階」が設定されたことを踏まえ、本調査事項における選択肢についても、従来の「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」に変更する計画である。

これについては、介護保険法改正に伴って変更するものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用等の観点からみて必要かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

（論点）

- 1 介護保険料の所得段階については、具体的にどのように規定されているのか。
- 2 本調査事項において、介護保険料所得段階の「第1段階」に該当する者のみを選択肢として設けている理由は何か。
- 3 本調査事項の結果については、これまでどのような集計・分析が行われてきたのか（過去3回分の調査結果データを含む。）。また、行政施策において、具体的にどのように利活用されてきたのか。
- 4 利活用等の観点からみて、改善の余地はないか。

キ 行政記録情報等の活用状況等について

(審査状況)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）では、各府省は、引き続き、統計調査の企画に当たって、行政記録情報等の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされていることから、本調査の調査事項のうち、行政記録情報の活用状況等について確認する必要がある。

(論点)

調査の効率化及び報告者負担の軽減等の観点から、行政記録情報等を活用して、調査事項の縮減を行なった例はあるか。また、本調査に活用可能な行政記録情報等はないのか。

(2) 調査方法の変更

ア 簡易調査における面接配布不能世帯を対象とした郵送による調査票回収の導入

回収率の向上や非標本誤差の縮小の観点から、2020年に実施する簡易調査以降、従来の調査員による調査票の回収を基本としつつ、調査員が面接して調査票を配布できない世帯を対象として郵送による回収も可能となるよう変更する。

(審査状況)

本調査においては、従来、調査員が調査対象世帯を訪問し、面接の上で調査票を配布し、調査票への記入後、調査員が当該世帯を再度訪問して直接回収する方式としている。しかしながら、近年、特に都市部における若年層や単身世帯からの回収率が低く、非標本誤差の原因ともなっていることから、「諮問第82号の答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成28年1月21日付け府総委第19号。以下「前回答申」という。）において、回収率の向上に向けた調査方法について検討するよう、今後の課題として指摘されている。

〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組

ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討

非標本誤差の縮小を図るため、平成29年以降の本調査の簡易調査実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の試行的な検証を検討しているところ、それを通じて、現在回収率が低く非標本誤差の原因ともなっている若年齢層や単身世帯等における回収状況について十分検証する必要がある。

具体的には、当時、厚生労働省において、調査票提出期限までに調査員が面接の上で調査票を配布できなかった世帯（以下「面接配布不能世帯」という。）を対象とした調査票の郵送回収の試行的な検証について検討中としたため、郵送回収による調査票の記入内容の正確性を確保するための実効性のある具体的な取組について検討するとともに、試行的な実施を通じ、都市部における若年層や単身世帯等からの回収状況について十分検証すること、郵送回収の実効性を確保する上で重要と考えられる未回収世帯の属性等に係る欠票情報^(注)をより適切かつ的確に把握する方策についても検討することとされ

た。

このため、厚生労働省は、平成29年に実施した試験調査による検証結果も踏まえ、再来年の2020年に実施する簡易調査から、面接配布不能世帯を対象とした郵送による調査票回収の方法を導入する計画である。

これについては、回収率の向上等に資するものであることから、おおむね適切と考えるが、郵送回収の導入時期として適切か、前回答申における今後の課題を踏まえた対応として十分かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

(注) 欠票理由として考えられるのは、①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在(入院・入所等)、⑤長期不在(入院・入所等以外)、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由。前回の答申における今度の課題では、欠票情報の把握方法として、あらかじめ「単位別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法で、世帯名簿等による未回収世帯に係る「欠票情報」をよりの確かな把握、集計・分析することで、より効果的かつ効率的な回収率向上方策について検討する必要があるとしている。

(論点)

- 1 本調査については、これまでどのような回収率や結果精度の向上方策を講じてきたか。また、その間、回収率はどのように推移しているのか。
- 2 本調査の調査員については、大規模調査と簡易調査のそれぞれにおいて、何人の確保が必要となっているのか。また、どのような方法で確保しているのか。近年の調査に従事した調査員の年齢構成等からみて、今後も継続的に確保することは可能か。
- 3 平成29年に実施した試験調査では、具体的にどのような調査計画により、どのような検証を行い(調査計画の概要、具体的な検証事項等)、どのような結果が得られたのか(調査方法(調査員・郵送)別・世帯属性別等(一般世帯、若年齢層、単身世帯、都市部の世帯等)による回収率・有効回答率、未回収世帯に係る欠票情報に係る集計・分析結果、郵送回収の導入に当たっての課題・問題点等)。試験調査結果については、どのように評価・分析しているのか。
なお、従事した調査員の属性(経験年数、年齢構成等)はどのようになっているか。
- 4 前回答申以降、郵送回収の導入に当たり、調査経路機関となる地方公共団体からの意見等の把握は行っているか。行っている場合は、その把握方法(把握対象・把握事項・把握方法等)及び把握結果は、どのようなものか。
- 5 郵送回収の導入に向け、調査票の記入内容の正確性の確保や回収率向上の実効性を確保する観点から、具体的な取組としてどのような取組を行うのか。
- 6 郵送回収の導入時期を再来年(2020年)に実施する簡易調査からとする理由は何か。来年(2019年)に実施する大規模調査から導入する支障は何か。
- 7 郵送回収の導入対象を面接配布不能世帯に限定する理由は何か。回収率の向上、報告者の利便性の向上、調査事務の効率化等の観点からも、導入の対象範囲を拡大する余地はないか。また、これまでの調査において、密封提出・郵送提出を求められた場合、どのように対応しているのか。
- 8 回収率の向上及び非標本誤差の縮小の観点から、来年(2019年)に実施する大規模調査において、他にどのような調査方法の改善に取り組むこととしているのか。また、今

後、引き続き、調査方法について見直し・検討すべき課題として、どのような課題を考えているのか。

イ オンライン調査の導入検討状況

(審査状況)

本調査においては、若年単身世帯の捕捉率の改善や報告者の利便性の向上、実査機関・調査員の事務負担軽減、正確な統計作成等の観点から、前回答申において、オンライン調査の導入に向けた具体的な取組についても引き続き検討するよう、今後の課題として指摘されている。

〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組

ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討

オンライン調査については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されることや、報告者の利便性の向上、実査機関及び調査員の事務負担の軽減、正確な統計作成など多くのメリットがあり、また、今後の情報通信技術の更なる進展に伴い、中長期的にはその導入に向けた具体的な取組の検討が求められることが想定される中、導入を図る上で必要な環境整備（政府統計共同利用システムの改善等）等を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

これについては、現在の検討状況等について確認する必要がある。

(論点)

前回答申以降、オンライン調査の導入に向け、具体的にどのような取組・検討を行っているか。その際、スマートフォン等での対応も検討の対象となっているか。

(3) 集計事項の変更

集計事項について、①調査事項の追加・削除に伴う集計事項の追加・削除、②集計事項の表記の変更、③集計対象とする者の年齢の変更、④重複する集計事項の削除を行う。

(審査状況)

集計事項について、①調査事項の追加・削除等に伴い、調査結果として作成される集計事項（結果表）の追加・削除、②統計利用者の分かりやすさ等の観点からの集計事項の表記の変更、③「パート・アルバイトをしている者及び希望している者」（世帯票、健康票及び所得票）及び「主に仕事をしている者」（所得票）の集計対象年齢を「35歳未満」から「45歳未満」に変更、④所得票及び貯蓄票に係る集計事項のうち、他と集計内容が重複する集計事項（2表）を削除する計画である。

本調査結果から得られる集計事項は、政策課題を検討する上での有用な情報を提供す

るとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであること等から、おおむね適当と考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 調査事項の追加・削除に伴い、追加・削除される結果表の表章（様式）は、具体的にどのようなものか。追加する調査事項に係る集計事項としては、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。
- 2 「パート・アルバイトをしている者及び希望している者」（世帯票、健康票及び所得票）及び「主に仕事をしている者」（所得票）の集計対象年齢を「35歳未満」から「45歳未満」に変更する理由は何か。調査結果の継続性の観点からみて、支障等は生じないか。また、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。
- 3 他と集計内容が重複するため削除する所得票及び貯蓄票に係る結果表の表章（様式）は、具体的にどのようなものか。これと重複するとしている結果表の表章（様式）は、具体的にどのようなものか。調査結果の代替可能性や利活用等の観点からみて、削除による支障等は生じないか。
- 4 その他作成される結果表については、年齢階層区分の見直しなど集計事項の改善意見・要望や、調査結果の利活用等の観点からみて、改善を図る余地はないか。

2 「諮問第82号の答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成28年1月21日付け府統委第19号）における今後の課題への対応状況について

(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について

ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証

〔「今後の課題」における記述〕

本調査は国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出（約5,500地区）の上、更に調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成している。そこで、本調査の準備調査結果と国勢調査の乖離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検討を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要がある。

具体的には、本調査と国勢調査が同時期に実施された平成22年調査をもって、また、同一の調査地区・調査区に係る詳細な分析が可能な平成25年調査をもって、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を一定の地域レベルで実施することで、本調査結果の代表性を明らかにし、精度の向上に向けた検討に当たっての基礎情報としていくことが必要である。

なお、上記の国勢調査との比較・検証に当たっては、本調査の準備調査結果のみならず、世帯票及び所得票についても原データレベルの情報をもって、回収結果の世帯属性や年齢構成等の分布に係る検討を行う必要がある。

(審査状況)

- 1 本調査については、かねてより、国勢調査の結果と比較した場合、若年層や単身世帯に係る世帯数の分布において乖離がみられることについて、世帯構造や年齢層等に応じた調査票回収率の偏りによる非標本誤差が原因であることが指摘されている。

これを踏まえ、前回の大規模調査である平成28年（2016年）調査に係る人口・社会統計部会の審議において、厚生労働省は、有識者による研究会を立ち上げて検討した結果、世帯票及び所得票の推計方法について、幾つかの方法により検証を行ったものの、補正結果が補正しない場合よりも良くなったかどうかを含めて、有効性が確認できないとして、直ちに乖離の縮小の改善を図ることは困難と報告した。

- 2 しかしながら、当該課題への対応としては不十分との判断から、前回答申では、本調査結果の代表性を明らかにするとともに、精度向上に向けた検討に当たっての基礎情報とするため、本調査の準備調査結果と国勢調査における同一の調査地区・調査区内の世帯属性や年齢構成等の比較・検証を行い、本調査の調査対象世帯の実態を正確に把握するよう、今後の課題として指摘されている。

具体的には、同じ平成22年に実施された本調査（大規模調査）の準備調査結果と国勢調査結果、また、平成22年国勢調査の調査区情報を基に調査対象地区の抽出を行っているため、同一の調査地区・調査区に係る詳細な比較・分析が可能な平成25年の本調査（大規模調査）の準備調査結果と平成22年国勢調査結果をもって、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を行うこと、また、その際、本調査の準備調査結果のみならず、世帯票及び所得票についても原データレベルでの情報を用いて、回収結果による世帯属性や年齢構成等の分布に係る検証を行うことを求めたものである。

- 3 これを踏まえ、厚生労働省は、平成22年の本調査と平成22年国勢調査、また、平成25年の本調査と平成22年国勢調査の結果を用いて調査対象世帯属性の属性等に係る比較・検証を行ったとしているが、具体的にどのような比較・検証を行い、どのような結果が得られたのか、また、前回答申における今後の課題への対応として十分かつ適切なものとなっているか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査の準備調査と国勢調査における調査対象世帯の世帯属性や年齢構成等について、具体的にどのような比較・検証を行い、どのような結果が得られたのか（検証結果データを含む。）。
- 2 世帯票及び所得票の回収結果における世帯属性や年齢構成等の分布について、具体的にどのような比較・検証を行い、どのような結果が得られたのか（検証結果データを含む。）。
- 3 本調査結果の精度向上に向けた検討に資する観点から、当該比較・検証結果については、十分かつ適切なものとなっているか、更なる取組の余地はないか。

イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討

〔「今後の課題」における記述〕

国勢調査の分布である母分布と本調査結果（推計値）の分布を比較すると、上記2（3）アのとおり、若年層や単独世帯に係る世帯数の分布において乖離が認められる。このため、厚生労働省は、現行の推計方法の妥当性ととも、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要がある^(注)。

(注) 本調査では、現在は推計人口を用いた推計等を行っており、推計に当たっては世帯属性を考慮していないことから、単独世帯や若年世帯の回収率が比較的低いこと等により世帯属性分布に歪みが生じること

が考えられる。このような歪みを補正する方法として、世帯属性別の事後層化による推計について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられる。

(審査状況)

1 本調査については、全世帯を対象として実施している国勢調査結果と推計値である本調査結果を比較すると、上記(1)アのとおり、若年層や単身世帯に係る世帯数の分布において乖離が認められることを踏まえ、前回答申では、現行の推計方法の妥当性ととも、更なる精度向上等を図る観点から、推計方法の見直しについて検討するよう指摘されている。

具体的には、現在は、人口推計(総務省が作成する基幹統計)を用いた推計等を行っているが、世帯属性を考慮せずに推計を行っていることから、単身世帯や若年世帯の回収率が比較的低いこと等により、世帯属性分布に歪みが生じていることが考えられるため、このような歪みを補正する方法として、世帯属性別の事後層化による推計について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられるとされたところである。

2 これを踏まえ、厚生労働省は、有識者で構成される「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」において、過去に試みた幾つかの無回答世帯の補正方法について、調査年次を変えて改めて試算を行ったものの、いずれも有効な方法は見当たらず、現行の推計方法により行うことが適当と判断したとしている。

3 これについては、どのような推計方法について検証を行い、どのような結果が得られたのか、前回答申における今後の課題を踏まえた対応として十分かつ適切なものとなっているか、その他乖離の縮小に向けた取組の検討の余地はないか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 現行の推計方法以外に、具体的にどのような推計方法により比較・検証を行い、どのような結果が得られたのか(検証結果データを含む。)
- 2 前回答申で具体的に示された世帯属性別の事後層化による推計方法については、どのような検証結果が得られたのか(検証結果データを含む。)
- 3 各推計方法による検証結果を踏まえ、具体的にどのような理由から、現行の推計方法が適当と判断したのか(研究会における具体的な検討経過・結果を含む。)
- 4 本調査における非標本誤差の縮小に向けた取組として、これまで具体的にどのような取組を行ってきたのか。今回の変更計画では、回収率向上に資するため、再来年(2020年)に実施する簡易調査から面接困難世帯のみを対象とした郵送回収の導入を計画しているが、来年(2019年)に実施する大規模調査では、どのような取組を行うのか。
- 5 今後、調査員の確保や統計調査を取り巻く環境がますます厳しさを増すと想定される中、推計手法の見直しや調査手法の改善に、引き続き取り組むことを考えているのか。
- 6 本調査における非標本誤差の縮小に向けた対応として、今回の変更計画における対応状況は十分かつ適切なものとなっているか。回収率向上や推計方法の見直しの余地を含め、更なる取組について検討の余地はないか。

ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討

〔「今後の課題」における記述〕

非標本誤差の縮小を図るため、平成29年以降の本調査（簡易調査）実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の試行的な検証を検討しているが、「郵送回収」による調査票では記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、実効性のある具体的な取組について検討する必要がある。その際、「郵送回収」の試行的な実施を通じて、現在回収率が低く非標本誤差の原因ともなっている若年齢層や単身世帯、都市部の世帯における回収状況について十分検証する必要がある。

なお、「郵送回収」の実効性を確保する上で重要と考えられる未回収世帯に係る「欠票情報」については、従来から一定の情報を把握しているが、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報と考えられるため、当該情報をより適切かつ的確に把握する方策について積極的に検討する必要がある^(注)。

(注)「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在（入院・入所等）、⑤長期不在（入院・入所等以外）、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。世帯名簿等による未回収世帯に係る「欠票情報」のよりの確な把握、集計・分析により、より効果的かつ効率的な回収率向上方策について検討する必要がある

本課題に係る審査状況及び論点については、上記1の「(2) 調査方法の変更について」のA及びイのとおり。

(2) 調査業務の効率化のための検討について

〔「今後の課題」における記述〕

本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する必要がある。また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意する必要がある。

(審査状況)

本調査については、第Ⅱ期となる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、所得票及び貯蓄票による調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、標本規模の拡大について検討することが求められたものの、その実現のためには、大規模調査における世帯票と同程度の報告者数への拡大（約5万世帯から約27万7000世帯）及び調査員の確保（約2,000人から約1万1000人）が必要となるため、前回答申において、昨今の統計リソースを踏まえれば事実上困難との結論もやむを得ないものとされた。

しかしながら、その一方で、前回答申では、所得に係る情報の精度の確保・向上に留意しつつ、既存の統計リソースを効果的かつ有効に活用していく観点から、準備調査等の在り方を通じた調査業務全体の効率化や調査方法の改善について検討することを求めたものである。

これを踏まえ、厚生労働省は、平成22年国勢調査と平成27年国民生活基礎調査準備調査における地区別の世帯数を比較・検証したところ、両調査の世帯数に乖離が生じており、準備調査等を実施せず、機械的に調査単位区の設定を行った場合には、所得票調査時点において世帯数との乖離が生じ、本来想定した世帯数が確保できないこととなり、調査精度

の確保が困難となるとして、調査員が現地に赴き世帯数を確認の上で単位区設定を行う現行の準備調査を引き続き実施することとしている。

これについては、具体的にどのような検証・検討が行われたのか、当該検証・検討結果等を踏まえ、課題への対応状況としては、十分かつ適切なものとなっているか、更なる取組の余地はないか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 当該課題において、準備調査の在り方については、具体的にどのような検証・検討が行われたのか（具体的な検討・検証結果のデータを含む。）。また、準備調査にとどまらず、調査業務全体の効率化や調査方法の改善の観点から、どのような検証・検討が行われたのか。
- 2 当該検証・検討結果等も踏まえ、当該課題への対応状況としては、十分かつ適切なものとなっているか。調査精度の確保・向上に留意しつつ、統計リソースの効果的な活用を図る観点から、準備調査を含め、調査業務全体の効率化や調査方法の見直し・改善等を図る余地はないか。

(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について

〔「今後の課題」における記述〕

厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要がある。

これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i) はすみやかに、また、③ ii) 及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。

- ① 抽出方法（抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方）
- ② 調査方法等（調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等）
- ③ 推計方法
 - i) 推計方法の具体的な考え方及び方法
 - ii) 推計方法に関する検討状況
- ④ 結果精度に関する情報
 - i) 地域区分別等の回収率、有効回答率等
 - ii) 本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況
 - iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況
- ⑤ その他本調査結果の利用に資する情報

なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民にとって分かりやすい形で行う必要がある。

(審査状況)

本課題は、本調査結果に対する信頼性を確保するとともに、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、統計利用者の利便性の観点か

ら、統計の品質を示す重要な要素となる事項について・適切に情報提供を行うよう求めたものである。

これを踏まえ、厚生労働省は、今後の課題に掲げられている上記①～⑤の事項のうち、④ i の「地域区分別等の回収率、有効回答率等」については、現在、掲載の可否等について検討中としているが、それ以外の事項については、既に厚生労働省ウェブページ上に掲載済みとしている。

これについては、統計利用者の利便性、調査結果に対する信頼性の確保等に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、公表・提供している情報内容の更なる見直し・改善の余地がないか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 上記①から⑤の事項（ただし、④ i の事項を除く。）については、厚生労働省のウェブページ上において、いつ、どのような内容の情報が公表・提供されているのか。公表・提供されている情報は、統計利用者にとって容易にアクセス可能であり、十分かつ適切な掲載内容となっているか。
- 2 掲載の可否等について検討中としている④ i の「地域区分別等の回収率、有効回答率等」については、どのような検討状況となっているか。未だに公表・提供に至っていない理由等は何か（課題や問題点など）。いつまでに検討・整理を行う予定としているか。
- 3 本調査結果の利活用等に資する観点から、更なる情報の公表・提供や、公表・提供されている情報内容の見直し・改善を図る余地はないか。